

令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業にかかる質問について回答いたします。

質問受付期間：令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

令和8年2月26日現在

1	質問内容	<p>【A. 成果定義・証憑について】</p> <p>Q1 仕様書3、仕様書4-(4)-②</p> <p>本事業における「就労」「定着」「良質な雇用」の定義(雇用形態、最低収入/単価、稼働時間、継続期間、判定時点等)をこれまで複数年に亘っての過年度実績を基に、具体的にご教示ください。</p>
	回答	<p>【A. 成果定義・証憑について】</p> <p>「就労」、「定着」については、定義しておりません。</p> <p>企業との雇用契約に加え、フリーランスとしての業務案件の取得、起業など、受講生のニーズに応じた多様な就労形態が想定されるためです。</p> <p>追跡調査に当たっての「良質」性については、市場価値の高いスキル(仕様書3にて言及)を活かした又はそれに関連したものが想定され、ご提案者様が定義(ご提案)いただくものであると考えます。</p> <p>良質な雇用の基準については、特に設けておりませんので、受託者において設定しご提案ください。</p> <p>仕様書3 業務目的中の「女性が市内に居住し続けながら、ライフステージに応じた多様な働き方が選択できる就労環境の整備」方法について、就労、定着性、良質性を含めてご提案ください。</p> <p>また、過去の実績としては、都市部並みの単価でのテレワーク就労を標準としており、稼働時間や継続期間、判定時点等は受託者において設定しております。</p>
2	質問内容	<p>【A. 成果定義・証憑について】</p> <p>Q2 仕様書4-(4)-②</p> <p>追跡調査で「必要に応じて労働条件のエビデンスを求める」とありますが、「必要に応じて」の判断基準と、求める証憑の具体(例：雇用契約書、労働条件通知書、業務委託契約書、請求書・入金等)を提示してください。</p>
	回答	<p>追跡調査を行う段階において、基本的には受講修了生からの申出で足りるものであると思われませんが、実態が確認できない場合や、より詳細の把握が必要である場合に雇用契約書等の提示協力をいただくことを想定しております。判断基準は特に設けておりません。</p> <p>求める証憑については、ご例示いただいるもののほか、根拠になるものがあれば足りると思えます。</p>
3	質問内容	<p>【A. 成果定義・証憑について】</p> <p>Q3 仕様書7-(1)(2)</p> <p>月次報告の「就労件数」について、算定ルール(登録/面談/内定/契約/稼働/入金のどれを就労とするか)についてと、二重計上や水増し防止の統制方法に付き、これまでの実績を基にご提示ください。</p>

	回答	「契約」を基準として算定しております。
4	質問内容	【A. 成果定義・証憑について】 Q4 仕様書4-(3) 「企業紹介」「求人サイト紹介」が就労支援に含まれていますが、求人サイト紹介のみで就労支援要件を充足し得る設計か否か、糸満市様の見解を示してください。
	回答	Q4 仕様書4-(3)は、「受講後のきめ細やかなフォローアップを行うこと」が目的となっております。 きめ細やかなフォローアップの程度については、「令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」9-(4)評価基準中の「提案内容の獨創性」の評価項目となっております。審査の基準に含まれるという見解です。
5	質問内容	【A. 成果定義・証憑について】 Q5 仕様書3、仕様書4-(4)-② 就労の「質」を担保するため、成果指標として(例:定着 3/6 か月、平均収入、職種、市内/南部企業比率等)を設定しますか。設定しない場合、その理由を示してください。
	回答	質問内容1のとおりです。
6	質問内容	【A. 成果定義・証憑について】 Q6 仕様書3 仕様書の「就労までを一体的に支援」に照らし、受託者が成果責任を負う範囲(受講者要因・景気要因等を除いた責任範囲)をどのように定義しているのかご教示ください。
	回答	受講者要因・景気要因で離脱するものについても、成果指標に含められる想定としております。 そのため、受講者要因・景気要因などをふまえて離脱しないように、受講者選考過程において可能な限り客観的な評価基準を設定いただき選考にあたることを望ましいと考えます。
7	質問内容	【B. KPI 設計・効果測定について】 Q7 実施要項9-(4)、仕様書4-(5) 本事業の KPI(評価指標)を見つけることができませんでした。本事業の KPI(評価指標)に付き、どの文書・どの時点で確定し、受託者・市民に開示されますか。仕様書上の位置付けも含めて、時期ならびその範囲を含めご教示ください。
	回答	内閣府男女共同参画局の地域女性活躍推進交付金の活用を予定した事業となっており、その中でテレワーカーとしての資格等取得率 65%、就労率45%を設定しております。
8	質問内容	【B. KPI 設計・効果測定について】 Q8 仕様書4-(2)-① 進捗管理・理解度把握(e ラーニング等)に加え、就労成果に直結する指標(応募数、面談

		数、契約数、定着率等)を必須 KPIとして設定しますか。
	回答	現時点では、テレワーカーとしての資格取得率、就労率をKPIまたは事業目標として設定しております。
9	質問内容	<p>【B. KPI 設計・効果測定について】</p> <p>Q9 仕様書4-(4)、(5)</p> <p>「実施効果の測定・分析」について、因果(研修→就労)を検証する設計(属性別分析、離脱者分析、比較枠組み等)を市として要求しますか。要求する場合、最低限の分析項目を示してください。</p>
	回答	<p>仕様書3 業務目的中の「女性が市内に居住し続けながら、ライフステージに応じた多様な働き方が選択できる就労環境の整備」方法をご提案ください。</p> <p>そのうえで、事業の成果や達成度合いが明確になるような分析枠組みを事業者にてご提示ください。</p>
10	質問内容	<p>【B. KPI 設計・効果測定について】</p> <p>Q10 仕様書4-(4)-②</p> <p>本項にある「良質な雇用の基準」に付き、その“良質さ”を第三者が監査できる形にするには、最低限どの信憑をそろえる必要があるとお考えでしょうか。過年度の実績を明示の上、具体的にご教示ください。</p> <p>※関連質問:Q1</p>
	回答	質問内容1の回答のとおりです。
11	質問内容	<p>【C. 受講者数・選考について】</p> <p>Q11 仕様書4-(2)-①</p> <p>受講者数を「最も効果的な人数」として受託者提案に委ねる理由と、最低受講者数/目標受講者数/上限を市として設定する考えの有無を示してください。設定する場合の具体的な数につきましても、それぞれご教示ください。</p>
	回答	<p>「令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」9-(4)評価基準 における業務の実施体制、提案内容の優良性、提案内容の独創性に対する提案を求めており、市場価値の高いスキルを身に付けるためのデジタル教育の内容に加え、受講生の「最も効果的な人数」も受託事業者の選定評価基準に含まれていると考えております。</p> <p>上記理由から、最低受講者数/目標受講者数/上限、応募時の選考基準は市として設定する考えはございません。</p>
12	質問内容	<p>【C. 受講者数・選考について】</p> <p>Q12 仕様書4-(2)-②</p> <p>応募多数時の選考について、過年度の実績を踏まえ、選考基準・配点・優先順位(福祉的支援必要度、就労可能性[就労支援における市の産業振興視点]、学習可能時間等)など</p>

		の評価項目をご教示ください。
	回答	質問内容 11 の回答のとおりです。
13	質問内容	<p>【C. 受講者数・選考について】</p> <p>Q13 仕様書4-(2)-②</p> <p>「福祉的支援が必要な者を優先」の定義(対象像)と、その確認方法(自己申告/証明書類の要否、プライバシー配慮)を明確化してください。</p>
	回答	<p>「ひとり親またはひとり親になる予定の受講者」です。</p> <p>確認方法は自己申告を想定しております。</p>
14	質問内容	<p>【D. 伴走支援・ひとり親枠について】</p> <p>Q14 仕様書4-(2)-③他、</p> <p>離脱防止のための「効果的環境」について、最低提供水準(例:面談回数・時間、連絡頻度、レスポンス、離脱介入プロセス等)を契約要件(SLA)として定めますか。定めない場合、これまでの事業実績より、過年度実際に行われたその効果的環境の内容について年度ごとに具体的にご教示ください。</p>
	回答	<p>定めておりません。</p> <p>仕様書7-(1)により、受託者が毎月、前月分までの活動状況として、それぞれの受講者の進捗状況に加え、支援(介入)状況をご報告いただくこととなります。</p> <p>また、過年度に行われた内容としては、グループでの相互支援体制づくりや、定例ミーティングの実施などがあります。</p>
15	質問内容	<p>【D. 伴走支援・ひとり親枠について】</p> <p>Q15 仕様書4-(2)-③</p> <p>「基本オンライン、要望があれば対面個別相談」について、対面の場所、頻度、実施責任(市/受託者)、安全配慮(個人情報・子連れ等)などの内容に付き、これまでの実績を基にご教示ください。</p>
	回答	<p>受講者から対面での個別相談の要望があった場合は、要望にこたえる形での対応をしていただくことを想定しています。実施責任は、受託者となります。</p> <p>対面での個別相談については、受講者の意向に沿った形で実施しており、公共施設やワークスペースのある飲食店等での実績があります。</p>
16	質問内容	<p>【D. 伴走支援・ひとり親枠について】</p> <p>Q16 実施要項2-(2)、仕様書4-(2)-③、仕様書6-(2)</p> <p>ひとり親(予定含む)向けの補足的伴走支援(1,089,000円枠)について、対象人数想定、1人当たり支援量、算定根拠、成果(就労/定着)との連動をご提示ください。</p>
	回答	質問内容 11 の回答のとおりです。

17	質問内容	<p>【D. 伴走支援・ひとり親枠について】</p> <p>Q17 実施要項8</p> <p>上記 1,089,000 円枠が「企画提案のため設定した金額で実契約と異なる可能性」がある場合、枠の変更条件と、縮小時の対象者保護(支援の最低保証)を明確化してください。</p>
	回答	<p>「ひとり親またはひとり親になる予定の受講者」が受講生として存在しなかった又は想定していた人数より少なかった場合を想定しております。</p> <p>実際に受講した人数に応じて伴走支援に要する費用が縮小することがあります(支援の最低保証はありません)。</p>
18	質問内容	<p>【D. 伴走支援・ひとり親枠について】</p> <p>Q18 仕様書4-(2)-③</p> <p>“ひとり親またはひとり親になる予定の受講者に対しては、一般的な伴走支援に加え、補足的な伴走支援(個別サポート)”を行うとありますが、過年度の実績として具体的に実行された“個別サポート”の詳細をご教示ください。</p>
	回答	<p>学習進捗が遅れている方への状況聞き取り、動機づけ、受講(補講)支援などがあります。</p>
19	質問内容	<p>【E. 就業体験・企業開拓】</p> <p>Q19 仕様書4-(2)-③</p> <p>「就業体験(実務に近い内容)」の定義に付き、これまでの実績を基に具体的な実施内容をご教示ください。特に、事業としての評価の対象は何か、どの業種・業態で実施されたか、また成果物、稼働時間、就業体験の評価、検収、有償/無償、著作権、課題提供主体などに付いては明確にその実績をご教示ください。</p>
	回答	<p>これまでの実績では、プログラムの修了認定試験およびキャリアヒアリングを実施した方を対象に複数人で業務を受託するOJT形式を採用し、受託者において実施しておりました。</p> <p>「令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」9-(4)評価基準 における提案内容の独創性に対する提案を求めており、「受講者への就労支援等、受講後のフォローアップまで含めた提案」も受託事業者の選定評価基準に含まれていると考えております。</p>
20	質問内容	<p>【E. 就業体験・企業開拓】</p> <p>Q20 仕様書4-(3)</p> <p>企業開拓について、必達成果物(企業リスト、求人/案件要件、面談設定ログ、採用/受注結果等)を監査可能な納品物として月次報告に含める考えはございますか。含める場合、これまでの報告書としてのサンプルを情報管理規定の許す範囲でご提示ください。</p>
	回答	<p>案件への応募の有無、採用結果、受注案件については、報告内容の項目に含めております。</p>
21	質問内容	<p>【F. 透明性・中立性】</p> <p>Q21 実施要項9-(4)、仕様書4-(3)</p> <p>実施要領の評価項目「提案内容の独創性」に関し、“受講後のフォローアップまで含め</p>

		た提案”について言及されておりますが、事業実施年度を超え、本事業受託者による受講生フォローアップが実施された具体例(実施方法、実施回数、実施頻度等)に付きご教示ください。
	回答	提案内容の「独創性」に関することですので、具体的なお答えはできませんが、今年度受託者においては市として必要と考えられる取り組み(外部の就労支援機関に関する情報提供の周知)や、受講修了後の追跡調査などは必要に応じて行い、情報共有いただいております。
22	質問内容	<p>【F. 透明性・中立性】</p> <p>Q22 実施要項9-(4)、仕様書4-(4)-②、仕様書7-(2)、実施要項12-(3) 実施要領の評価項目「業務成果の中立性」に関し、就労・定着の自己申告や水増しを防止するための検証方法(証憑、監査、虚偽判明時の扱い)を具体的に示してください。</p> <p>※類似質問:Q3</p>
	回答	<p>実施要項12-(3)の場合は、事業者提案は無効となります。</p> <p>仕様書7-(4)にあるとおり、受託者は市の求めに応じ報告又は資料を提出することとなり、それに基づき検証するほか、市は必要に応じて受講者への聞き取りを行う場合も考えられます。</p> <p>受講生の就労状況確認やその情報管理に関しては、検証方法を含めてご提案ください。</p>
23	質問内容	<p>【F. 透明性・中立性】</p> <p>Q22 実施要項3、7-(1)、(2)</p> <p>本事業提案に際し、知見豊富な企業と共に糸満市様事業に則した、受益者である受講生の皆様にとって効果的な事業実施体制をとってコンソーシアムでのご提案を想定しております。</p> <p>コンソーシアムでの提案に際しての留意点、事業推進に当たっての重要事項等がございましたらご教示ください。</p>
	回答	<p>共同企業体等による業務提供がある場合は、様式第3号会社概要に協定書を添付してください。</p> <p>また、代表者は「令和8年度女性デジタル教育・就労支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」3 参加資格について、代表者は(1)～(7)の資格要件を満たすとともに、構成員は、(1)、(3)～(7)の資格要件を満たすことを条件とします。</p> <p>なお、構成員として参加する場合は、同時に単独での参加はできません。</p>